

くすの木園旧園舎跡地における障害者共同生活援助等事業所整備事業者募集要項

1. 事業の趣旨

障害者が、自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、住み続けたいまちで住み続けるための「住まい」の確保が課題となっています。近年では、障害者とともに親の高齢化も進んでいることから、親なき後の「住まい」として、地域の中で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「法」という。）に規定された共同生活援助事業所（以下、「グループホーム」という。）が果たす役割はますます重要性を増しています。

また、「枚方市障害者計画（第 4 次改訂版）」「枚方市障害福祉計画（第 7 期）」「枚方市障害児福祉計画（第 3 期）」策定にあたり令和 5 年度（2023 年度）に実施したアンケート調査においても、サービスの今後の利用希望に関する設問では、障害支援区分の高い人でグループホームと短期入所事業について高いポイントを示すなど、ニーズの高さがうかがえる結果となりました。

さらに、本市では、グループホーム事業者に対して、運営補助事業や施設整備補助事業等の実施、またグループホームの世話人養成研修や無料職業紹介事業の実施による人材の確保・育成など、様々な支援に取り組んでいるところです。しかしながら、重度の障害者への対応が可能なグループホームは、充足している状況とはいえません。

このような課題の解決を目的として、このたび市有地（旧枚方市立くすの木園跡地）を活用して重度障害者に対応できるグループホーム等を自ら整備し、運営する事業者を募集するものです。

2. 貸付対象地

所在地：津田東町 2 丁目 2608 番 3

地 目：宅地

区域区分：市街化調整区域

面 積：4478.84 平方メートル

3. 事業の開始時期

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日

4. 市有地の提供条件

（1）用地について

①枚方市は、法人に旧枚方市立くすの木園跡地 4478.84 平方メートルを 30 年間、契約により無償で貸し付けます。また、貸付期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

②貸付土地は、「6. 施設において行う事業の運営条件（1）（2）」に記載された事業以外の用途に使用することはできません。

③貸付け土地の整備及び維持管理に要する費用は法人の負担とします。

(2) 施設整備等について

①法人は、整備に係る国庫補助金交付決定後に補助対象事業に着手し、当該用地内に施設を令和9年(2027年)3月までに整備すること。

(※ 国庫補助金が採択されず、再度国と協議を行う場合はスケジュールが1年ずれます。)

②貸付時の敷地状況

枚方市立くすの木園建物等(フェンス、門扉を除く。)の解体工事を枚方市において完了済であり、更地にて貸付します。

(3) 整備のスケジュールについて(予定)

令和7年(2025年)	6月	整備事業者の公募開始
	9月～11月	くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会による審査
	11月	整備事業者の決定
令和8年(2026年)	9月頃	国庫補助金交付決定後、整備事業者による施設整備への着手
令和9年(2027年)	3月	竣工
	4月	グループホーム等の運営開始

(4) 法律及び関係法令等の遵守について

施設整備に当たっては、安全対策を図り、都市計画法(昭和43年法律第100号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の関係法令、及び枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第53号。以下、「基準条例」という。)、並びに枚方市開発事業等の手続等に関する条例(平成17年6月27日枚方市条例第46号)等、応募法人が計画する事業に係る各種法令等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

(5) 施設整備に係る補助について

国の補助制度を活用した枚方市障害者施設等整備費補助金交付要綱に基づき、施設整備等に要する費用に対し補助金を交付しますが、本募集に基づいて実際に整備を行うこととなる令和8年度(2026年度)以降については、国庫補助金交付の有無や事業対象、補助単価等は未定です。

なお、国庫補助金交付対象事業として不採択となった場合は、翌年度に再度、補助協議を行うため、整備スケジュールが1年遅れることとなります。

また、採択されても、国との補助金交付に係る協議の結果、補助金の国の内示額が協議額に比して減額される場合がありますので、ご承知おきください。

(6) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る

手続き及び費用については法人負担とします。

供給処理施設については以下のとおりです。

- ・雨水排水：枚方市と協議の上、接続を行ってください。
- ・汚水：枚方市と協議の上、接続を行ってください。
- ・電力：電力事業者と協議の上、引き込みを行ってください。
- ・水道：枚方市立くすの木園で使用していた管の利用が可能です。

(7) 施設整備に係る地域住民等への説明について

施設整備にあたっては、事前に地域に説明を行い、誠意をもって対応すること。

(8) 協定書の締結について

法人は、枚方市と事業運営に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

5. 応募資格

次の要件を充足する社会福祉法人及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）・民法（明治 29 年法律第 89 号）・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）上の法人、その他法人で、申請締切日時点において、法に定めるグループホームの運営実績が 5 年間以上あり、かつ、運営を継続していること。

- (1) 障害福祉施設を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (2) 法令、通知等を遵守し、市有地の貸付を受けた法人自らが整備、運営すること。
- (3) 制度の改正や社会状況等の変化により、本要項の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする。
- (4) 枚方市の障害福祉行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (5) 国税（申告所得税又は法人税及び消費税）・市税（軽自動車税、事業所税、法人市民税等）に係る徴収金を完納していること。
- (6) 申請締切日時点において、市の指名停止措置を受けているものは、申請者となることはできません。また、申請締切日時点において、次のいずれかに該当する法人も申請者となることはできません。
 - ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 142 条の兼業禁止規定に抵触するもの。
 - ②法人の代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
 - ③代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 3 年を経過しないもの。
 - ④団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 3 年を経過しないもの。
 - ⑤法人又はその代表者が本事業の運営に関連する法規に違反した場合において講じ

た改善策について、その改善の内容が本事業の運営に関し、適切であると認められないもの。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定を受けたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。

⑧平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年 4 月 25 日法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしているもの。

⑨平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたもので、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。

（7）申請の制限

申請は、1 法人につき 1 件とします。

6. 施設において行う事業の運営条件

（1）法第 5 条に規定するグループホーム事業及び短期入所事業の実施【必須】

グループホーム事業と短期入所事業を併設して実施し、総定員を 10 名とします。うち短期入所事業の定員は最大 3 名までとします。主として重度障害者を受け入れるものとし、利用者の決定にあたっては市や関係機関と協議を行い、その意見を尊重すること。

また、市と協定を締結することにより、地域生活支援拠点等に係る事業として、「緊急時の受け入れ・対応」を実施すること。

（2）その他の指定障害福祉サービス事業の実施【任意】

合築又は併設しようとする指定障害福祉サービス事業（日中活動系事業及び入所施設を除く。）があれば提案してください。

その場合、厚生労働省が定める法に基づく事業に関する各基準等に適合する必要があるため、提案にあたっては各基準等の内容を十分確認するとともに、実施するサービスに応じて建物の構造にも十分留意すること。

（3）運営については、基準条例及び関係法令、通知等を遵守すること。

（4）危機管理体制を構築するとともに、災害・事故防止及び発生時の対応について必要な措置を講じること。また、損害賠償保険に加入すること。

- (5) 利用者の人権擁護、虐待の未然防止に取り組むこと。
- (6) 利用者の健康管理に努めること。
- (7) 計画的に職員研修を行うなど、サービスの質の向上に積極的に取り組むこと。
- (8) 人員基準
 - ①基準条例等に定める人員基準を満たすこと。
 - ②管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人等の配置については、基準条例等に定める配置基準を満たすこと。
 - ③苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を配置し、苦情に対して適切な対応を行うこと。
 - ④大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。
- (9) 設備基準
 - 基準条例等に定める設備基準を満たすこと。
- (10) その他
 - 事業者指定に係る事前協議及び申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。

7. 募集要項及び申込書類の配布

- (1) 配布日時：令和7年（2025年）6月30日（月）から8月29日（金）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課（枚方市役所別館1階）
※募集要項及び申込書類は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

8. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：令和7年（2025年）8月18日（月）から8月29日（金）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）
※土曜日、日曜日は除く。
- (2) 受付場所：枚方市役所 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課（市役所別館1階）
- (3) 申し込みにあたっては、事前に日時を連絡の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (4) 提出部数：12部（正本1部、写し11部）
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (5) 本要項において必須とする事業以外の事業を提案する場合や、施設整備を実施するにあたり必要となる要件や手続き等について、市関係部署等への事前相談を行った上で応募してください。
- (6) 応募者は、応募申込書類の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとします。
- (7) 状況により追加書類を提出していただく場合があります。

- (8) 提出された応募申込書類については、返却いたしません。
- (9) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。
- (10) 応募申込書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、本事業において事業概要を公表する場合及びその他本市が必要と判断した場合には、本市は事業実施計画の提案書等書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

9. 提出書類

別紙「くすの木園跡地を活用した施設整備に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類

10. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：令和7年（2025年）7月9日（水）午前10時から

◇場 所：枚方市立くすの木園跡地（津田東町2丁目2608番3）（説明会は隣接のひらかたくすの木（津田東町2丁目35番5号）にて実施し、その後、現地見学会を実施します。）

◇集 合：ひらかたくすの木玄関に集合してください。

※応募を予定している法人は必ず説明会及び現地見学会に参加してください。参加申し込みは令和7年（2025年）7月8日（火）午後5時30分までに、電話もしくは電子メールにて1法人3人以内で、法人名、法人所在地、参加者氏名及び連絡先を障害企画課まで報告してください。また、当日、自動車を利用される場合は、その旨を併せてお知らせください（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません）。

11. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、7月15日（火）午後5時30分までに、電子メールで下記メールアドレスに送信してください。（電話・FAX・来所による方法での質問にはお答えできません。）

◇回答については、7月25日（金）から枚方市のホームページ上で公開します。回答内容は、本募集要項と一体のものとして取り扱いますので、必ず参照してください。

メールアドレス shogaif@city.hirakata.osaka.jp

12. 選定及び決定等

- (1) 選定は、くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）。また、その内容については

会議録として、後日、公表します。

- (3) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (5) 選定結果については、書面で通知するとともに、法人選定後、市のホームページ等で選定の結果、申込者名、審査結果の概要等を公表します。また、本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例（平成29年9月13日枚方市条例第40号）の規定に基づき公開する場合があります。
- (6) 法人選定後、選定された法人の様式10〔提案内容概要書〕については、会議等への説明資料として活用します。
- (7) 評価項目

本募集要項、各関係法令に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、以下の評価項目に沿って審査し、点数評価します。

なお、評価項目に対する提案内容については、履行責任を負うものとします。

評価項目	評価内容
応募法人の経営等に関する事項 12点	
運営理念・方針	●法人の設立目的・経営実績、組織の状況及び運営理念・方針
	●申請時において共同生活援助の運営実績が5年以上
応募の理由	●応募の動機や目的
経営状態	●過去3年間の経営状態
施設整備資金・運転資金	●施設整備にかかる資金計画
	●施設運営のための運転資金の確保
事業運営等に関する事項 34点	
事業の運営方針	●事業運営の基本方針
	●重度障害者の受け入れや支援の考え方
	●土曜日、日曜日及び祝日の日中の対応策
定員	●短期入所事業と合わせた定員の考え方
地域の関係機関・住民との連携	●日常的な地域の関係機関及び地域住民との連携
	●災害時における地域の関係機関及び住民との連携
利用者の安全管理等に関する取組み	●災害・事故発生に備えた準備
	●災害・事故発生時の対応策
	●感染症への対応策
人権擁護・虐待防止	●利用者の人権擁護、虐待防止に向けた取組み
コンプライアンス・個人情報保護の考え方	●コンプライアンス及び個人情報保護の考え方と取組み
利用者の健康管理	●利用者の健康管理のための取組み
	●医療機関との協力体制の整備

サービスの質の向上	●職員研修の実施等、障害福祉サービス向上のための取組み
職員体制に関する事項 14点	
職員配置	●市条例等の配置基準の遵守
人材の確保・育成	●人材確保や離職防止に向けた取組み
苦情対応	●苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
	●苦情解決に係る第三者委員の配置
公正採用選考人権啓発推進員	●公正採用選考人権啓発推進員の設置
施設整備計画に関する事項 10点	
施設整備計画	●国・市基準等の関係法令を遵守した整備計画
短期入所事業	●短期入所事業実施に必要な整備
施設整備・安全確保	●利用者の視点に立った施設整備や安全確保

13. その他

- (1) 整備事業者として決定された場合でも、当該時点で補助金の交付・障害者総合支援法上の指定を確約するものではありません。
- (2) 申し込みの際の提出書類・ヒアリングの内容等、選定に係る内容で不正又は虚偽の内容があった場合は、整備事業者としての決定を取り消すものとします。
- (3) 整備事業者として決定した後の計画の変更は、原則認めません。ただし、軽微な変更はこの限りではありません。
- (4) 整備事業者として決定した場合は、市の指導に従い補助金交付に係る協議を行ってください。
- (5) 事業計画の中止や整備事業者として決定されなかったことによる一切の損害等について、市は責任を負いません。
- (6) 整備事業者として決定した後に、ほかの法人に権利譲渡することは原則認めません。

14. 問い合わせ先

枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

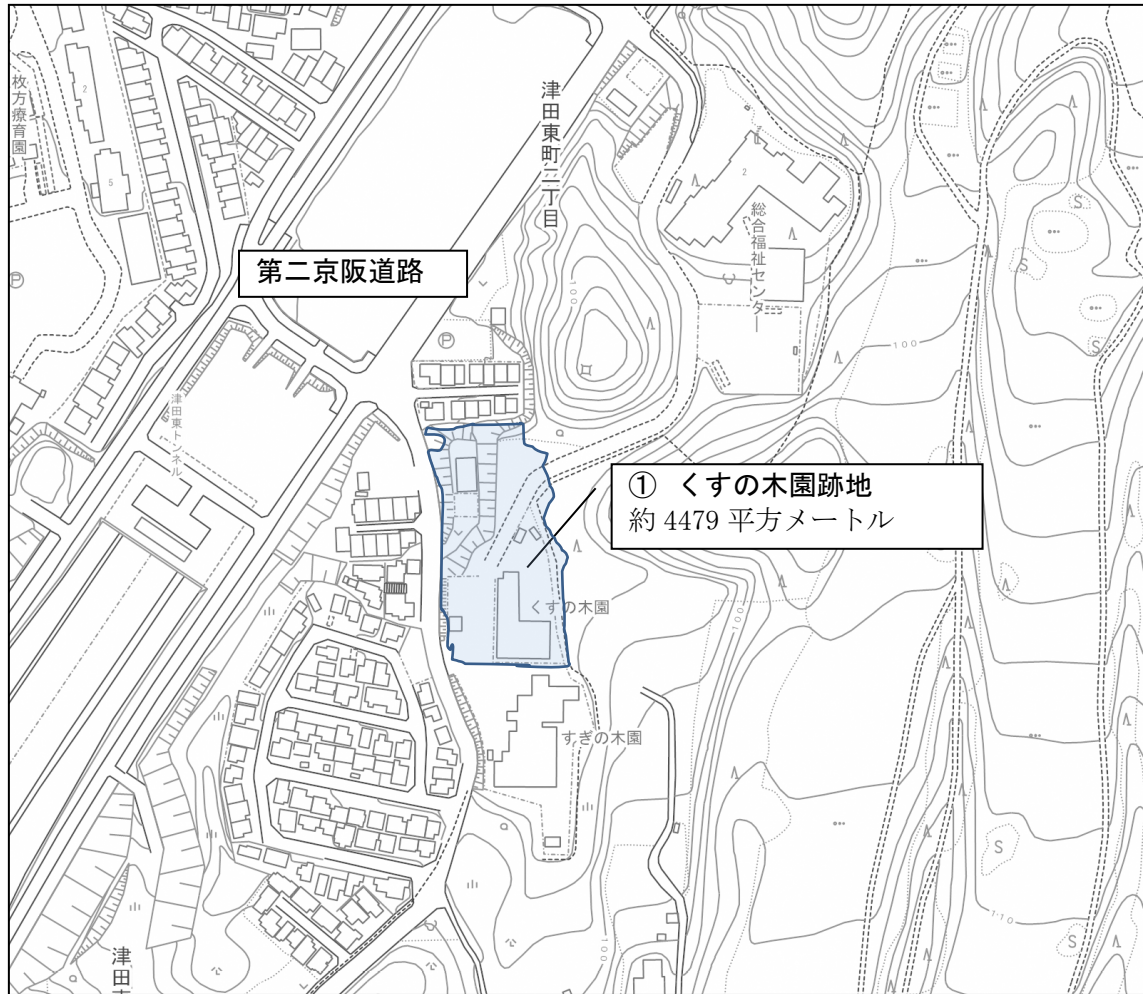
TEL 072-841-1152 (直通)

FAX 072-841-5123

メールアドレス shogaif@city.hirakata.osaka.jp

<参考資料1>

くすの木園旧園舎周辺図



用地概要

所有者	枚方市
所在地	津田東町2丁目 2608 番 3
敷地面積	4478.84 平方メートル
区域区分	市街化調整区域
建ぺい率	60 パーセント
容積率	200 パーセント
防火地域	指定なし(建築基準法第 22 条指定区域)
高度地区	指定なし
その他	・宅地造成等工事規制区域 ・砂防指定地
賃料等	無償 <賃借期間> 令和8年4月1日から 令和38年3月31日まで

＜参考資料 2＞

枚方市障害者施設等整備費補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 31 日制定
枚 方 市 要 綱 第 38 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する障害者施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 補助金の交付の目的は、障害者施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第 2 項の規定に基づいて行う障害福祉サービス事業（重度障害者等包括支援を行う事業を除く。）を行う施設、同項の規定に基づいて行う一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う事業所、同法第83条第 4 項の規定に基づいて設置する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の 3 第 2 項の規定に基づいて行う障害児通所支援事業等を行う事業所をいう。以下同じ。）の整備の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することとする。

（補助金の交付の対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内の障害者施設等の整備を行う者とする。ただし、暴力団等である者を除く。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の障害者施設等の整備を行う事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 枚方市障害福祉計画その他市長が示す基準に適合するものであること。
- (2) 国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）に基づく補助の対象となることについて国の内示を受けたものであること。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、当該補助対象事業についての国要綱に規定する国庫補助基本額（この算定に当たっては、国要綱に規定する中核市が補助した額は、考慮しないものとする。）の範囲内で市長が適当と認める額とする。

（事前協議）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、補助対象事業の遂行に必要な財源、用地等の確保が確実にできることを記載した所定の事前協議書を市長に提出し、補助対象事業の内容について、市長と協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

＜参考資料２＞

附 則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附 則〔平成27年6月30日枚方市要綱第48号〕

- 1 この要綱は、平成27年７月１日から施行する。
- 2 平成27年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

<参考資料3>

枚方市グループホーム運営費補助金交付要綱

制定	平成 26 年 3 月 31 日枚方市要綱第 14 号
最終改正	令和 6 年 6 月 21 日枚方市要綱第 32 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市グループホーム運営費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う者に対して交付することにより、共同生活援助の運営の安定化を図り、もって法第19条第1項の規定による本市の支給決定に係る共同生活援助を受ける者（以下「利用者」という。）の福祉の増進に寄与することとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、本市の区域で共同生活援助を行うもの（以下「事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の区域において実施する利用者に対する共同生活援助であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号。以下「条例」という。）第179条第1号に規定する世話人又は同条第2号に規定する生活支援員が行うもの
- (2) 入居者のうち7割5分以上の者が利用者かつ障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第6号又は第7号に該当する者である条例第179条第1号の共同生活住居において行うもの
- (3) 次に掲げる日に応じて、それぞれ次に定める時間に常駐することにより行うもの
 - イ 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 全ての時間
 - ロ イに掲げる日以外の日 夜間又は深夜の時間（条例第179条に規定する指定共同生活援助事業所又は条例第197条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻からその翌日の開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、事業者が設定する時間をいう。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5,000円に補助対象事業を行った日の数を乗じて得た額とする。

＜参考資料 3＞

（補助金の交付決定に通常要すべき期間）

第 6 条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、1 月とする。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 枚方市共同生活介護・共同生活援助運営安定化補助金交付要綱（平成25年枚方市要綱第43号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 [平成30年3月30日枚方市要綱第21号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「第5条第17項」とあるのは、「第5条第15項」とする。

附 則 [令和5年3月31日枚方市要綱第25号]

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 [令和6年6月21日枚方市要綱第32号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以後に実施した補助対象事業について適用し、同日前に実施した補助対象事業については、なお従前の例による。

<参考資料4>

枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金交付要綱

制定	令和 3 年 8 月 16 日枚方市要綱第 56 号
最終改正	令和 6 年 9 月 20 日枚方市要綱第 45 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するグループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、市が実施するグループホーム世話人養成研修（以下「研修」という。）を受講した者及びグループホームにおいて世話人として就労した者に対して交付することにより、世話人の人材の確保及び定着を図ることとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第3号において「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。
- (2) 世話人 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）第179条第1号に規定する世話人をいう。
- (3) 移動支援事業 法第77条第1項の地域生活支援事業として、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）のうち、屋外での移動が困難なものに対し、外出のための必要な支援を行う事業をいう。
- (4) 移動支援従事者 移動支援事業において、障害者等に対し外出のための必要な支援を現に行う者をいう。
- (5) 無料職業紹介所 グループホームの人材確保を目的として、職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条第1項の規定による無料の職業紹介事業を行う枚方市福祉事務所内の機関をいう。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、本市の区域内のグループホームにおいて世話人として従事しようとし、及び継続して従事する意欲がある者（暴力団等である者を除く。）とする。ただし、過去に補助金の交付を受けた者は、次条第1号に掲げる行為又は第6条第2号イ若しくはロに掲げる場合における次条第2号に掲げる行為のそれぞれ同一の行為について、重ねて補助金の交付を受けることができない。

(補助対象行為)

第5条 補助金の交付の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

<参考資料4>

- (1) 研修を修了すること。
- (2) 本市の区域内のグループホームにおいて世話人として就労をすること。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。
 - イ 令和3年度又は令和4年度に研修を修了し、かつ、当該研修を修了した日の翌日から起算して6月以内に当該就労を開始した場合
 - ロ 令和5年度以降に研修を修了し、かつ、当該研修を修了した日の翌日から起算して6月以内（令和6年度以降に研修を修了した場合にあっては、8月以内）に無料職業紹介所を通じて当該就労を開始した場合
 - ハ 移動支援事業の実務経験がある移動支援従事者であり、かつ、無料職業紹介所を通じて当該就労を開始した場合

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる行為 1,000円
- (2) 前条第2号に掲げる行為 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 当該就労を開始した日から6月を経過した日の属する月の末日（ロにおいて「6月経過月末日」という。）まで継続して就労をした場合 20,000円
 - ロ 6月経過月末日から6月を経過した日の属する月の末日まで継続して就労をした場合 40,000円

（補助金の交付決定に通常要すべき期間）

第7条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、1月とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則〔令和5年3月31日枚方市要綱第26号〕

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金交付要綱第6条第2号イの規定により補助金の交付を受けた者の第6条第2号ロの規定の適用については、「6月経過月末日」とあるのは「当該就労を開始した日」とし、「6月を経過した日」とあるのは「12月を経過した日」とする。

附 則〔令和6年9月20日枚方市要綱第45号〕

この要綱は、制定の日から施行する。

< 参考資料 5 >

枚方市地域生活支援拠点等事業補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 8 日制定
枚 方 市 要 綱 第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市地域生活支援拠点等事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）第100条第 1 項に規定する指定短期入所事業所への入所を行う事業（以下「緊急一時保護事業」という。）を行う者に対して交付することにより、緊急一時保護事業の運営の安定化を図り、もって居宅で生活を営む障害者又は障害児の福祉の増進に寄与することとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市と緊急一時保護事業に関して協定を締結した法第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者で、本市の区域内で短期入所を行うもの（以下「事業者」という。）とする。ただし、暴力団等である者を除く。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の区域内において実施する緊急一時保護事業であって、利用者の受け入れに当たって前条の協定に定める支援を行ったものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、利用者に居室を提供した日数（1 回当たり 7 日間を限度とする。）に 5,000円を乗じて得た額に食事、入浴その他日常生活のために要した費用の額（1 日当たり 2,000 円を限度とする。）を加えた額とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第 6 条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、1 月とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に実施した補助対象事業について適用する。

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目 的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

2. 推進員選任対象事業所

（１） 常時使用する従業員の数が 25 人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

（２）（１）のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

（１） 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。

（２） 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。

（３） 関係行政機関との連絡に関すること。

5. 報 告

（１） 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 または下記大阪労働局ホームページの報告フォームにより事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。

なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。

大阪労働局ホームページ（公正採用選考人権啓発推進員選任・異動報告フォーム）

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shouka_i/hourei_seido/kosei/houkoku.html

（２） 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくための研修を実施した後は、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」（別紙様式 2）または下記大阪府ホームページの報告フォームにより大阪府知事あて報告するものとする。

大阪府ホームページ（公正採用選考人権啓発推進員制度）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaiyo/400-suisinin.html>

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日より施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日一部改正施行する。

大阪労働局
大 阪 府

公正採用選考人権啓発推進員

選任
報告書
異動

年 月 日

公 共 職 業 安 定 所 長 様
大 阪 府 知 事 様

〒

所 在 地

(ふりがな)

事業所名

代表者名

電 話

大阪労働局
大 阪 府

公正採用選考人権啓発推進員を下記のとおり

選任
異動

しましたので報告します。

記

推 進 員 氏 名				補 助 者 氏 名		
事業所における役職名				補助者の役職名		
選 任 年 月 日 異 動	年 月 日					
常時使用する従業員数	人	業 種			※産業分類番号	
変 更 事 項 (該当項目に○印を記入)	推 進 員 異 動 事業所名変更 事業所所在地変更					
前 任 者 氏 名 旧 事 業 所 名 旧 事 業 所 所 在 地 (該当項目を記入)						

※印欄は、事業所においては記入不要です。

(管轄の公共職業安定所長に提出していただくことにより、大阪府知事へも提出されます。)

※選任・異動報告を行った「推進員」の方は、公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修を必ず受講ください。研修日程等詳しくは大阪府HP・公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」のご案内 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaibo/400-suisin-kensyu.html>) をご覧ください。

大 阪 府 知 事 様

〒
所在地
事業所名
代表者名
電 話
推進員役職氏名

企 業 内 人 権 啓 発 研 修 実 施 報 告 書

企業内人権啓発研修を、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

実 施 年 月 日	年 月 日 ()	
時 間	時 分 ~ 時 分	
研 修 会 場		
受 講 対 象 者	役員・管理職・監督者・中堅社員 一般社員・新入社員・パート社員 その他 ()	
受 講 人 数		
講 師	ア.社内 () イ.外部 ()	
研 修 内 容	講演 (内容)	
	視聴覚 教材等 利 用	映画・ビデオ・テキスト (題名・テキスト名)

※研修実施後、速やかに**大阪府商工労働部雇用推進室**までご報告ください。
報告は、本様式2または下記大阪府ホームページの報告フォームにて受け付けています。事業所により他の様式等がある場合には、その様式による提出も可です。
大阪府ホームページ (公正採用選考人権啓発推進員制度)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaiyo/400-suisinin.html>
問い合わせ先：大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ TEL：06-6210-9518